

新型コロナ対応宿泊手当支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき実施する新型コロナ対応宿泊手当支援事業について、補助の要件等を定めるものである。

第2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) 要綱第2条に定める医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事する医療従事者のために宿泊施設等を借り上げたこと
- (2) 要綱第2条に定める医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事する医療従事者の宿泊費用を負担したこと

第3 補助の要件

本事業を申請するにあたり、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要な宿泊であったことについては、申請者が必要性を確認すること。

第4 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第4条第2項に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊状況総括表（要領様式第1号）1部
- (2) 宿泊状況月別一覧表（要領様式第2号）1部
- (3) 宿泊施設等を借り上げた際の契約書（写し）

第5 変更の承認の申請

変更の承認の申請にあたって、要綱第7条に規定するその他知事が認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊状況総括表（要領様式第1号）1部
- (2) 宿泊状況月別一覧表（要領様式第2号）1部
- (3) 宿泊施設等を借り上げた際の契約書（写し）

第6 実績報告

実績報告にあたって、要綱第11条に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊状況総括表（要領様式第1号）1部
- (2) 宿泊状況月別一覧表（要領様式第2号）1部
- (3) 借り上げた宿泊施設等へ支払った領収書（写し）（第2(1)の場合）
- (4) 医療従事者等が宿泊費を支払った際の領収書等（写し）（第2(2)の場合）
- (5) 出勤簿又はタイムカードの写し 1部
- (6) その他参考となる書類

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年10月12日から施行し、改正後の要領の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。